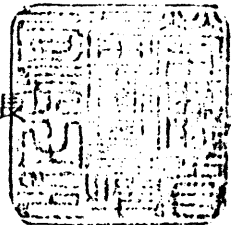


基 発 第 2 6 1 号

平成 8 年 4 月 2 3 日

モノレール工業協会会長 殿

労働省労働基準局長



林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について

林業における労働災害は全体として減少傾向にあるものの、他産業に比べて依然として高い災害発生率となっていることから、第8次の労働災害防止計画においても重点事項を定め労働災害防止対策の推進に取り組んでいるところであります。

林業労働者の高齢化が進む中で、労働者の負担軽減のため林業用単軌条運搬機の導入が進められておりますが、単軌条運搬機は急傾斜地で使用するものであることから、事故が発生するとその暴走等により重大な被害をもたらすことが懸念されます。

このため、第8次の労働災害防止計画における林業に係る重点事項の一つとして単軌条運搬機の安全作業の徹底を掲げているところであり、林業における単軌条運搬機による労働災害を防止するため、今般、別添のとおり「林業用単軌条運搬機安全管理要綱」を策定いたしました。

つきましては、単軌条運搬機のメーカー等関係者に対して本要綱の周知を図っていただき、安全な単軌条運搬機の使用が徹底されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎々格別のお引き立てに預かり
厚く御礼申し上げます。下記書類をご拝送申し上げましたのでよろしくお取り扱いくだ
さいますようお願い申し上げます。

記

林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について

林業用単軌条運搬機安全管理要綱

草々
労働省労働基準局
安全衛生部安全課
中 島